

規制の事前評価書

|                           |   |                                   |
|---------------------------|---|-----------------------------------|
| 政策の名称                     | 温泉の採取への許可制の導入   |                                   |
| 担当部局                      | 環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室 電話番号: 03-5521-8280 e-mail: shizen-seibi@env.go.jp  |                                   |
| 評価実施時期                    | 平成19年10月1日  |                                   |
| 規制の目的、内容及び必要性             | <p>目的<br/>温泉の採取の許可制を新設することにより、採取に伴う可燃性天然ガスによる災害の危険を未然に防止する。</p> <p>内容<br/>(1)温泉の採取の許可<br/>温泉を採取しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととする。ただし、可燃性天然ガスが発生せず、災害防止措置を必要としない旨の確認を受けた場合は、この限りでない。許可の基準は、採取のための施設の位置、構造及び設備並びに採取の方法が可燃性天然ガスによる災害防止に関する技術基準に適合していること等とする。<br/>(2)変更の許可等<br/>(1)の許可を受けた者は、施設の構造等について可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならないこととする。<br/>(3)許可の取消し・措置命令<br/>(1)の許可を受けた者が、技術基準に適合しない場合等においては、都道府県知事は(1)の許可を取り消し、又は災害の防止上必要な措置を命ずることができることとする。</p> <p>必要性<br/>可燃性天然ガスを含む温泉を採取した場合、地下から汲み上げて圧力が低下することにより地上でガスが分離・放散され、付近にある着火源に触れて引火・爆発し、人の生命・身体や公共の安全を害するおそれがある。これらの危険を未然に防止し、公共の安全を確保する観点から、可燃性天然ガスを含む温泉を採取する行為は、安全が認められた場合にのみ許可を要する必要がある。また、併せて、許可を受けた後についても許可基準を遵守させるため、変更の許可、許可の取消し・措置命令の制度を設ける必要がある。</p> <p>法令の名称・関連条項とその内容<br/>(1)温泉の採取の許可制(温泉法第14条の2)、災害防止措置を必要としない旨の確認(温泉法第14条の5)<br/>(2)温泉の採取のための施設等の変更の許可(温泉法第14条の7)<br/>(3)許可の取消し及び措置命令(温泉法第14条の9)</p> |                                   |
| 想定される代替案                  | 法律による義務づけをせず、事業者の自主的な安全対策に委ねることが考えられる。  |                                   |
| 規制の費用                     | 費用の要素   | 代替案の場合                            |
| (遵守費用)                    | 可燃性天然ガスを含む温泉を採取する場合には、可燃性天然ガスの十分な分離、滞留のおそれのない外気への排出、十分な換気、可燃性天然ガスの測定・検知機器及び警報設備の設置などの安全対策を講ずる必要があり、これらの対策に費用負担がかかる。(追加的な費用は、採取設備を屋内に置く場合が数百万円、屋外に置く場合で数十万円と推計される。)  | 自主的に安全対策を行う場合は、温泉を採取する者に左記費用が生じる。 |
| (行政費用)                    | 事務を行う都道府県において、技術基準を満たす適切な施設や設備等が備わっているか確認を行うための立入検査、監視・指導等に係る経費が発生する。   | 費用は生じない。                          |
| 規制の便益                     | 便益の要素   | 代替案の場合                            |
|                           | 温泉の採取に伴う可燃性天然ガスによる災害を防止することができ、人の生命・身体に対する危険を防止することができる。  | 自主的に対策が行われる場合に限り、左記と同じ便益が得られる。    |
| 政策評価の結果<br>(費用と便益の関係の分析等) | 対策費用は生じるが、温泉の採取に伴う災害を防止することは、採取を行う者の当然の義務であり、安全対策を義務づける必要がある。対策の義務付けに当たっては、可燃性天然ガスが発生していない場所には安全対策を不要とすること、危険が比較的小さい屋外の設備に対しては数十万円程度しか要しない簡易な対策のみを義務づけること、等により、費用の最小化を図っている。  |                                   |
| 有識者の見解その他関連事項             | 有識者で構成される「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会」報告書において、温泉の採取時の安全対策を講じる必要があるとされている。   |                                   |
| レビューを行う時期又は条件             | 平成25年10月末までに行う予定。   |                                   |
| 備考                        |   |                                   |